

行方市告示第74号

令和8年度行方市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金交付要項を次のように定める。

令和8年5月14日

行方市長 高 須 敏 美

令和8年度行方市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 市長は、本市の農業の振興に資するため、園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱(令和3年12月20日付け3農産第1854号農林水産事務次官依命通知)、園芸産地における事業継続強化対策実施要領(令和3年1月29日付け2生産第1828号農林水産省生産局長通知)及び茨城県農業用ハウス強靱化緊急対策事業実施要領(令和3年3月31日付け産振第881号農林水産部長通知)に基づいて、市内農業者等が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において行方市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、行方市補助金等交付規則(平成20年行方市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象経費等)

第2条 この告示による補助金交付の補助対象経費及び補助率等は別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助対象者」という)は、補助金交付申請書(様式第1号)を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出部数及び提出期限は、市長が別に定める。

3 補助対象者は、第1項の申請書を提出するに当たっては、各助成対象者において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明確な場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかで

ない助成対象者に係る部分については、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第4条 補助金の交付の決定は、補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

2 やむを得ない事情により補助金の交付の決定前に事業を着工する必要がある場合は、事前着工届(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げのできる期間は、交付決定のあった日から10日以内とする。

(事業内容の変更)

第6条 第4条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助金の交付の対象となった事業(以下「補助事業」という。)について、別表に掲げる重要な変更をしようとするときは、速やかに変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止等)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由、又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を作成して市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(事業遂行状況の報告)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定があった年度の12月31日現在において事業遂行状況報告書(様式第5号)を作成し、当該年度の1月15日までに市長に提出しなければならない。

(概算払)

第9条 市長は、補助事業完了後に補助金を交付するものとする。ただし、市長が補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由を記載した概算払申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(事業実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業を中止し、又は廃止した場合を含む。)は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 第3条第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告をするに当たって、第3条第3項の規定により該当した助成対象者において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した助成対象者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税等仕入控除税報告書(様式第8号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条に定める補助金の額の確定は、補助金確定通知書(様式第9号)により行うものとする。

(財産の管理及び財産の処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 本事業により補助金を受けて購入した機械設備のうち1件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、耐用年数が経過するまでは、取組主体又は助成対象者による善良なる管理者の注意義務をもって当該機械設備を管理するとともに、当該機械設備を別の者に使用させる場合には、事前に市長及び知事を経由し、地方農政局長の承認を受けることとする。

3 取組主体は、非常用電源を導入する場合にあっては、管理利用規程及び管理台帳(様式第10号)を整備し、それに基づく確実な管理運営を実施するものとする。

4 取組主体は、本事業により補助金を受けて補強したハウス及び導入した機械設備を、

常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

5 取得財産等のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具を市長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

6 前項の財産の処分を制限する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第5条に規定する処分制限期間とする。

(立入検査)

第13条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者又は助成対象者に対し、報告をさせ、立入りによる帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に事情を聞くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(失効後の経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、この告示の失効の日(以下「失効日」という。)以前に第4条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者に対するこの告示の規定は、失効日後も、なおその効力を有する。

別表(第2条、第6条関係)

補助対象経費等

補助対象経費	補助対象者	補助率	重要な変更
			事業の内容の変更
実施要綱等に基づき行う既存ハウスへの被害防止対策に要する経費	農業者等	1 / 2 以内	1 事業の中止又は廃止 2 取組主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減

様式第 1 号(第 3 条関係)

記 号 番 号  
年 月 日

行方市長 宛て

所 在 地  
補 助 事 業 者 名  
代 表 者

令和 8 年度行方市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金交付申請書

標記事業を下記の通り実施したいので、令和 8 年度行方市農業用ハウス強靱化緊急対策  
事業費補助金交付要項第 3 条に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

別添のとおり

様式第1号(別添)

1 事業の目的

2 事業の内容

取組主体	代表者	対象面積	実施内容
		ha	
計		ha	

3 経費の配分及び負担区分

取組主体	事業費	内 訳				備考
		国費	県費	市町村費	その他	
		円	円	円	円	
計		円	円	円	円	

(注)備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「除税額 円うち国費 円」を、増税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合に「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

- (1) 産地事業計画書, 見積書等

6 補助金の受領方法(次のいずれかに○印を付すること)

- (1) 直接払  
(2) 隔地払  
(3) 口座振替払

振込先銀行名	銀行	店
預金種目・口座番号	1. 普通 口座番号	2. 当座 3. その他( )
(ふりがな) 口座名義		

記 号 番 号  
年 月 日

殿

行方市長 印

令和8年度行方市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった事業について、令和8年度行方市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金交付要項第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

- 1 補助金の対象となる事業は、年 月 日付け 第 号で申請のあった事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助金事業の内容が変更された場合における補助事業に要する補助金の額については、別に通知するものとする。

取組主体名	補助金交付決定額
	円
合 計	円

- 3 補助事業者は次の法律、要綱、要領等に従わなければならない。
  - (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)、園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱(令和3年12月20日付け3農産第1854号農林水産事務次官依命通知)、園芸産地における事業継続強化対策実施要領(令和3年1月29日付け2生産第1828号農林水産省生産局長通知)及び茨城県農業用ハウス強靱化緊急対策事業実施要領(令和3年3月31日付け産振第881号農林水産部長通知)
  - (2) 茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号)
  - (3) 行方市補助金等交付規則(平成20年行方市規則第11号)、令和8年度行方市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金交付要項(以下「市交付要項」という。)

4 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した各助成対象者について、次の条件に従わなければならない。

(1) 補助事業者は、市交付要項第10条に基づく実績報告を行うに当たって、上記の各助成対象者について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

(2) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により上記の助成対象者について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、様式第7号によりその金額(実績報告において(1)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに市長に報告するとともに、当該金額を市に返還しなければならない。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により市長に報告しなければならない。

5 本事業により補助金を受けて購入した機械設備のうち1件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、耐用年数が経過するまでは、取組主体又は助成対象者による善良なる管理者の注意義務をもって当該機械設備を管理するとともに、当該機械設備を別の者に使用させる場合には、事前に市長及び知事を経由し、地方農政局長の承認を受けることとする。非常用電源を導入する場合にあっては、取組主体又は助成対象者は、管理利用規程及び管理台帳を整備し、それに基づく確実な管理運営を実施するものとする。

6 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具を市長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならない。

7 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5ヶ年間整備保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳(様式第10号)及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

8 (1) 事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(2) (1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

様式第3号(第4条関係)

記 号 番 号  
年 月 日

行方市長 宛て

所 在 地  
補助事業者名  
代 表 者

事 前 着 工 届

下記の事業について、別記条件を了承のうえ、補助金交付決定前に着工したいので、令和8年度行方市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金交付要項第4条第2項の規定により、届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、取組主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業について、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業量	事業費	着工予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理由

様式第4号(第6条, 第7条関係)

記 号 番 号  
年 月 日

行方市長 宛て

所 在 地  
補 助 事 業 者 名  
代 表 者

令和8年度行方市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった事業の実施について、下記のとおり、〇〇したいので、令和8年度行方市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金交付要項第△条の規定により、関係書類を添えて申請する。

記

変更(廃止又は中止)の理由

- 注) 1 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 △については、変更の場合は「6」、中止及び廃止の場合は「7」とする
- 3 上記の記載様式は、様式第1号の別添に準ずるものとする。補助金交付決定通知書により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後(中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後)の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよう交付決定を受けた様式第1号(別添)の変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載し、添付すること。
- なお、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更のあったものに限って添付すること。

記 号 番 号  
年 月 日

行方市長 宛て

所 在 地  
補 助 事 業 者 名  
代 表 者

令和8年度行方市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった事業について、令和8年度行方市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金交付要項第8条の規定により、その遂行状況を下記の通り報告します。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		12月31日までに完了したもの		1月1日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

注) 1 「区分」の欄には、計画承認通知があった事業計画の経費の配分及び負担区分に記載された事項について記載すること。

2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

記 号 番 号  
年 月 日

行方市長 宛て

所 在 地  
補 助 事 業 者 名  
代 表 者

令和8年度行方市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金概算払申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった事業について、下記により概算交付されたく、令和8年度行方市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金交付要項第9条第2項の規定により申請します。

記

1 事業進捗状況及び要望額

区分	補助金交付決定額		概算払請求額		残 金		事業完了 予定年月日	備考
	金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高		
行方市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金	円	%	円	%	円	%		

2 概算交付を必要とする理由

3 補助金の受領方法(次のいずれかに○印を付すること)

- (1) 直接払
- (2) 隔地払
- (3) 口座振替払

振込先銀行名	銀行 店		
預金種目・口座番号	1. 普通 口座番号	2. 当座	3. その他( )
(ふりがな) 口座名義			

様式第7号(第10条関係)

記 号 番 号  
年 月 日

行方市長 宛て

所 在 地  
補 助 事 業 者 名  
代 表 者

令和8年度行方市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、下記のとおり事業を実施したので、令和8年度行方市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金交付要項第10条第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

記

別添のとおり

- 注) 1 上記の記載様式は、様式第1号の別添に準ずるものとする。  
なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対象できるように、変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第8号(第10条関係)

記 号 番 号  
年 月 日

行方市長 宛て

所 在 地  
補 助 事 業 者 名  
代 表 者

補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった事業について、令和8年度行方市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金交付要項第10条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 行方市補助金等交付規則第11条に基づく確定額<br>( 年 月 日付け 第 号により通知された確定額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の実績報告時に減額した補助金に係る消費税等仕入控除税額                      | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額                | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2)                                       | 金 | 円 |

(注) 事業主体別内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

様式第9号(第11条関係)

記 号 番 号  
年 月 日

殿

行方市長 印

令和8年度行方市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった事業について、令和8年度行方市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金交付要項第11条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知する。

記

取組主体名	補助金交付確定額
	円
合 計	円

財 産 管 理 台 帳

事業主体名

地区名		事業実施年度				年度		補助金名									
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		適用	
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施行箇所 又は設置 場所	事業量	着工 年月 日	竣工 年月 日	総事 業費	負担区分				耐用 年数	処分 制限 年月 日	承認 年月 日		処分 の内 容
									国庫 補助 金	県補 助金	市町 村費	その 他					
								円	円	円	円	円					
	合計																

- 注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。